

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月25日
【会社名】	株式会社オルトプラス
【英訳名】	A l t P l u s I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 石井 武
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03-4577-6701
【事務連絡者氏名】	取締役CF0執行役員財務・経理部長 竜石堂 潤一
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
【電話番号】	03-4577-6701
【事務連絡者氏名】	取締役CF0執行役員財務・経理部長 竜石堂 潤一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 855,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金855,000,000円
各社債の金額(円)	金19,000,000円の1種
発行価額の総額(円)	金855,000,000円
発行価格(円)	額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成31年4月30日
償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2(2)乃至(4)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、平成31年4月30日(以下「償還期限」という。)にその総額を額面100円につき金100円で償還する。。 (2) 当社は、平成29年5月11日以降、平成31年4月29日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に残存する本社債の全部又は一部を、本社債の金額100円につき、以下の金額で繰上償還することができる。ただし、当該繰上償還において、当社が本社債権者に支払う金額の総額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 平成29年5月11日から平成30年4月30日までの期間： 金101.5円 平成30年5月1日から平成31年4月29日までの期間： 金103.0円 (3) 本欄2に基づき本社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。ただし、本社債又は本新株予約権の一方のみを買入れることはできない。当社が買入れた本新株予約権付社債に係る本社債を消却した場合、当該本社債に付された本新株予約権は同時に消滅するものとする。</p> <p>3. 償還金の支払場所 株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号渋谷南東急ビル9階</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全額をXPEC Entertainment Inc.(以下「割当予定先」という。)に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成28年5月11日(水)
申込取扱場所	株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 渋谷南東急ビル9階
払込期日	平成28年5月11日(水) 本新株予約権の割当日も同日とする。

振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は「償還の方法」欄2（1）の規定に違背し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

3. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

5. 取得格付

格付は取得していない。

6. 資本業務提携契約の締結

当社は、本新株予約権付社債の第三者割当に関して、割当予定先であるXPEC Entertainment Inc.（以下「XPEC社」という。）との間で、平成28年4月25日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」という。）を締結しており、また本新株予約権の割当日において本新株予約権付社債に係る総数引受契約を締結する予定である。

7. 繰上償還に関するその他の合意事項

本資本業務提携契約上、XPEC社は、平成29年5月11日以降、当社に対し、当社による買入れを希望する日（償還期限より前の日とする。以下「買入希望日」という。）の30暦日以上前に通知（以下「買入請求通知」という。）を行うことにより、本新株予約権付社債のうち2億9百万円分（額面19百万円の本社債11口）を上限として、当該買入日に残存する本新株予約権付社債の全部又は一部（以下「買入請求金額」という。）を買入れることを、当社に対し請求することができ、買入請求通知を受けた場合、当社は、買入請求金額の本新株予約権付社債を、買入請求通知を受けた日から30暦日以内に、本新株予約権付社債の額面金額に一定の金額を上乗せした金額で買入れなければならない。但し、当社に未公表の重要事実（金融商品取引法第166条第2項及び同法第167条第2項に定める事実をいう。）が存在する期間は、別途適用除外規定を充足しない限り、XPEC社は買入請求通知を行うことはできない。

8. 本新株予約権付社債の譲渡等に関するその他の合意事項

本資本業務提携契約上、XPEC社が第三者（但し、XPEC社が支配する法人を除く。）に対して本新株予約権付社債の譲渡等を行う場合、XPEC社は、当該譲渡等の実行予定日の2週間前までに当社と協議を行った上で、当該譲渡等を行うことについて当社の取締役会の事前承認を取得しなければならないこととされている。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数(以下「交付株式数」という。)は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2記載の転換価額(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄3(1)乃至(5)の定めるところに従い調整された場合は調整後転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使による交付株式数を算定するに当たり用いられる当社普通株式1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、382円とする。ただし、本欄3(1)乃至第(5)号の定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本欄3(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する(本欄3(1)乃至第(5)号の定めるところに従い調整された後の転換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。)</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

本欄3(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合

調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

本欄3(2)乃至の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については欄外(注)4の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。気配値表示を含む。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額とし、転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本欄3(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

	(6) 本欄3(1)乃至(5)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金855,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年5月11日から平成31年4月29日までとする。 ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合(ただし、当該繰上償還日に残存する本社債の全部を繰上償還する場合に限る。)は、別記「償還の方法」欄2(2)に基づき当社が社債権者に対して繰上償還に係る事前通知を行った日から30暦日目まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年4月30日以降に本新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号渋谷南東急ビル9階 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、行使する本新株予約権に係る本社債とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計45個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印又は署名した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄1記載の行使請求の受付場所(本(注)において、以下「行使請求受付場所」という。)に提出しなければならない。

3. 本新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権付社債に係る要項及び本資本業務提携契約に定められる予定の諸条件を考慮し、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還、転換価額、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

6. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

本資本業務提携契約において、XPEC社は、本新株予約権付社債の発行日から本新株予約権の行使期間の末日までの間に、本新株予約権付社債のうち6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)を当社の株式に転換しなければならないものとされている。また、本資本業務提携契約において、当社がXPEC社の株式を同社の既存株主であるEminent Global Limited(以下「EGL社」という。)からの相対取得により取得(以下「本株式譲渡取引」という。)するまでは、XPEC社は、本新株予約権付社債を当社の株式に転換できないこととされている。

2 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
855,000,000	23,000,000	832,000,000

- (注) 1. 発行諸費用の内訳は、弁護士報酬費用、本新株予約権付社債の算定評価報酬費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、有価証券届出書作成費用、及び変更登記費用等が含まれます。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用(人件費、外注費、サーバー費、広告宣伝費等。海外展開を行う場合のこれらの費用を含みます。)への充当	186	平成28年5月 ~平成29年4月
当社がXPEC社との関係強化のため、EGL社より取得するXPEC社株式1,643,546株(注5)(XPEC社の発行済株式総数及び議決権総数の約1.1%)の取得資金	646	平成28年5月

- (注) 1. 上記の使途及び金額のうち、他社タイトルの運営移管受託に係る運営費については、当社の事業開発を具現化する各種施策を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、適時適切に開示します。
2. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
3. 当社とEGL社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
4. XPEC社とEGL社との間には、XPEC社が発行した私募株式をEGL社が引き受けていることを除き、人的関係又は取引関係その他の利害関係はない旨、XPEC社より口頭にて確認しております。
5. 当社が取得するXPEC社株式の数は、XPEC社株式の取得に充当する上記手取金の額(646百万円)を払込期日(平成28年5月11日)現在の外国為替換算レートで台湾ドルに換算した額から為替手数料等相当額を控除した金額を、譲渡価格(EGL社との間で締結する、本株式譲渡取引を行うことに関する株式譲渡契約(以下「本株式譲渡契約」という。))の締結日(平成28年4月25日)の直前営業日の台湾グレート証券市場(以下「台湾GTSM市場」という。))におけるXPEC社株式の終値(以下「XPEC社株式終値」という。)、本株式譲渡契約の締結日に先立つ10取引日におけるXPEC社株式終値の平均、及び本株式譲渡契約の締結日に先立つ30取引日におけるXPEC社株式終値の平均のうち最も高い金額(114.0台湾ドル)で除した数であり、上記取得予定株式数は、外国為替換算レートを1台湾ドル=3.42円と仮定し、一定の為替手数料等の見込額を控除して算出した見込数です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	XPEC Entertainment Inc.（樂陞科技股份有限公司）
本店所在地	2F, No.16, Sec.1, Beiyi Rd, Xindian Dist., New Taipei City （新北市新店區北宜路一段16號2樓）
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	董事長 許金龍
資本金	1,263,732千台湾ドル（平成27年12月31日現在） （1台湾ドルを平成27年12月30日現在の外国為替終値3.68円にて換算した金額は4,650百万円）
事業の内容	グローバル市場におけるマルチプラットフォームのコンソールゲームソフト、PCオンラインゲーム及びモバイルコンテンツの開発
主たる出資者及びその出資比率	英屬蓋曼群島商（Cinda Creative Industry Investment Fund L.P.）9.10% 動游有限公司 9.10% KingKong Development LLC. 8.20%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

（注）上記の割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、別途時点を明記していない限り、平成28年4月25日現在の内容です。

c 割当予定先の選定理由

当社は創業以来、GREEやmobageといったSNSプラットフォームや、App StoreやGoogle Play等のアプリマーケット向けソーシャルゲーム（注1）の企画・開発・運営を主たる事業としております。

当社はSNSプラットフォームにおける自社オリジナルタイトルの成功を皮切りに、アニメや漫画等のキャラクター等のユーザー認知度の高いIP（注2）を保有する他社との協業により、多くのタイトルをSNSプラットフォームで運営することで事業を拡大してまいりました。その後、スマートフォンの急速な普及に伴いApp StoreやGoogle Play等で提供されるネイティブアプリゲーム（注3）の需要が高まったことから、当社もその市場環境の変化に対応するため、ネイティブアプリゲームの開発を行ってまいりましたが、GREE、mobage等のSNSプラットフォーム向けのソーシャルゲームと異なり、ネイティブアプリゲームの開発に関しては家庭用ゲーム機向けのゲームのような非常に高いクオリティが求められるため、開発期間の長期化や、当社が保有する人的リソースの不足により、たとえ優良なIPを利用した協業案件が獲得できた場合でも、開発ができない状態ないし外注等により開発・運用を行う状況が多くなり、結果採算が取れない状況が長く続きました。

当社はそのような状況を踏まえ、高騰する開発・運用費を抑え、安定したゲームタイトルの提供が可能な体制を構築するために、ベトナム国ハノイ市にオフショアの開発子会社を設立し、現地のエンジニアの獲得と育成を進めてまいりました。また同時に、日本国内における競合企業の増加及びソーシャルゲームの中心がApp StoreやGoogle Play等のグローバル市場を前提としたプラットフォームへ移行したことを踏まえ、韓国、中国、東南アジア諸国を中心としたアジア展開を進めるための拠点として、韓国ソウル市に子会社を設立し、急速な市場環境変化に対応すべく先行投資を続けてまいりました。さらに、ソーシャルゲーム運営に際し必要となるカスタマーサービス（CS業務）及び品質保証（QA業務）を専門に行うため、株式会社SHIFTと合弁会社を設立したことに加え、他の開発人員紹介会社とも協業を行うことで、安定した人員の確保等、ソーシャルゲームの運営に関するさまざまなニーズに対し

でワンストップで応えられる環境の整備を進めてまいりました。社内の体制整備及び先行投資により、現時点においては、運営中のゲームタイトルにつきましては、黒字を確保できる体制の構築に向けた施策を講じております。

他方で、当社がグループ体制の構築を進めたのと同時期に、ソーシャルゲーム業界においては他社が開発・運営をしているソーシャルゲームタイトルを、当該会社に代わって運営を引き受けるビジネス(ソーシャルゲームの「セカンダリーマーケット」。以下「セカンダリーマーケット」という。)が生まれつつあります。家庭用ゲーム機向けのゲームの場合は、ゲーム開発会社が開発を行い、ゲームの完成及び販売の開始により、開発作業が完了いたしますが、ソーシャルゲームの場合においては、ゲーム開発会社は新規タイトルのリリース後も継続して当該タイトルの運営を行う必要があるため、運営コストが継続して発生し、人的リソースも固定されることから、新規タイトル開発のために必要な人員を充てることができず、事業が硬直化するという問題があります。ゲーム開発会社は、従来は、人員を多めに抱え、社内ローテーションにより上記問題に対応しておりましたが、昨今の厳しい市場環境下においては、余剰人員を抱えることは難しいため、リリース済みのタイトルを少しでも低コストで長期間運営しつつ、自社の開発人員を新規タイトルの開発に充てたいとする企業が増えており、これを受けてゲームタイトルの運営を専門で請け負う企業も増えつつあります。このようなセカンダリーマーケットにおける、運用移管元企業の『少しでも長く現在の売上水準を維持し、コストを下げた運営し、ソーシャルゲームのLTV(ライフ・タイム・バリュー)(注4)を最大化したい』というニーズに対しては、当社がこれまでに投資し、構築してきた体制が、一つのソリューションになると考えております。具体的には、当社がこれまで培ってきた『一つのタイトルを長期間運営できるノウハウ』、『オフショア開発拠点を利用した低コスト運営』、『販路拡大のためのアジア拠点』等、セカンダリーマーケットにおける運営引受先として、他社にはない優位性を確保していると考えており、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることが、今後の当社の企業価値及び株式価値を向上させるために不可欠であると考えております。

XPEC社は、2000年の設立以来、グローバル市場におけるマルチプラットフォームのコンシューマーゲーム、PCオンラインゲーム、ネイティブアプリゲームの開発を主たる事業としつつ、グループ傘下にある樂陞美術館股份有限公司(XPEC Art Center Inc.(以下「XAC社」という。))において、ゲームグラフィックの製作を受託するとともに、中国におけるモバイルアプリケーションプラットフォーム『同歩网^{同歩}』(Tongbu.com)を運営するTongbu Technology Limited.などを通じて、ネイティブアプリゲーム等の配信にも力を入れている会社であり、台湾GTSM市場において株式が取引されております。

当社はアジア展開を進める中で、当社代表取締役CEOである石井武が、当社創業前にXPEC社の董事長である許金龍氏と面識を得ていたことを契機に、協業先の一つとしてXPEC社との協議を案件ごとに都度進めておりましたが、XPEC社が持つ開発リソースやXAC社が有するゲームグラフィック製作リソースを活用することにより、優良なIPを利用した協業案件の獲得可能性が高まるとともに、同社が傘下に持つモバイルアプリケーションプラットフォームに対して当社タイトル及び運営移管タイトルを提供することより、当社の運営移管事業の収益拡大及びアジア市場への展開を進めることが可能となると判断しております。また、XPEC社は、当社を經由して日本マーケット向けにソーシャルゲームを展開することが可能になるとともに、XPEC社が傘下に持つモバイルアプリケーションプラットフォームに対して提供されるネイティブゲーム数を増やすことが可能となります。

このような当社グループとXPEC社グループとの業務上の協働によるシナジー効果を最大化するためには、当社とXPEC社との間におけるより強固なパートナーシップを構築するとともに当社の財務基盤の強化を図り、またこれを基盤として、当社グループ及びXPEC社グループが有するリソースを最適化して相互利用するとともに、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることによって、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断し、本資本業務提携契約を締結して本第三者割当を実施することといたしました。

- (注) 1. ソーシャルネットワーキングサービス(「SNS」)をプラットフォームとし、利用者同士のつながりや交流関係を活かしたゲームの総称。
2. 知的財産権(Intellectual Property)。
3. Google Inc.が運営する「GooglePlay」やApple Inc.が運営する「App Store」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するゲームアプリケーション。
4. 一人の顧客が取引期間を通じて企業にもたらす利益(顧客生涯価値)。

d 割り当てようとする株式の数

XPEC社に割り当てる本新株予約権付社債に付された本新株予約権の目的である株式の総数は2,238,219株であります。

e 株券等の保有方針

割当予定先であるXPEC社は、当社取締役会による事前承諾がない限り、本新株予約権付社債を第三者に対して譲渡等を行うことができません。

また、本資本業務提携契約に基づき、XPEC社は、本新株予約権付社債のうち6億46百万円分について、本新株予約権付社債の発行日から本新株予約権の行使期間の末日までの間に、その全部を当社の株式に転換しなければならないこととされており、当該本新株予約権の転換により取得した当社株式については、本資本業務提携による相互の企業価値の向上を実現するためには、両者の長期的な提携関係を維持することが必要不可欠であることから、本資本業務提携契約において、原則として中長期的に保有する方針であることを表明していただいております。また、本資本業務提携契約に基づき、XPEC社が本新株予約権付社債の転換により取得した当社の株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合には、当該売却が実行される日の20暦日前に、当該第三者に関する情報を当社に対して書面で通知しなければならないこととされております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるXPEC社については、台湾GTSM市場において開示された2015年12月期に係る同社の連結財務諸表によれば、2015年12月末日時点における「現金及び現金同等物」の額は715百万台湾ドル（平成27年12月30日現在の外国為替終値である1台湾ドル=3.68円にて換算すると約2,632百万円）であり、本新株予約権付社債に係る払込みに必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるXPEC社は台湾GTSM市場において株式が取引されている企業であります。当社は、XPEC社が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号 新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はありませんでした。また、XPEC社の董事長である許金龍氏から、XPEC社の役員及び同社の子会社が暴力団等とは一切関係がないことを聴取しております。なお、当社は、割当予定先及びその代表者が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の転換価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、平成28年3月23日から本第三者割当に係る取締役会決議の日（以下「発行決議日」という。）の前営業日（平成28年4月22日）までの期間（以下「過去1か月間」という。）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（以下「基準株価」という。）である382円を参考として、382円（基準株価に対して100.0%）といたしました。

本新株予約権付社債の転換価額の算定方法について、過去1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値を基準といたしましたのは、以下の理由によるものであります。

個別銘柄の株価は、株式市場全体の影響を受けることから、発行決議日の前営業日という特定の一時点の株価を採用した場合、為替相場の変動や他国における特定の経済事象の発生などにより、当該特殊要因の影響を織り込んだ株価となる可能性が高いと考えられます。一時的な高値や安値の影響を緩和し、株価変動を平準化した株価を算定するための一つの手法として、一定期間における平均値を用いることには一定の合理性があるものと考えております。

参考までに、本新株予約権付社債の転換価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去6か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価410.5円に対し6.93%のディスカウント、過去3か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価380.4円に対し0.42%のプレミアム、過去1か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価382.5円に対し0.13%のディスカウント、また、発行決議日の前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の株価412円に対し7.28%のディスカウントとなっております。

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に当たっては、公正を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルートス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関3丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人）に対して価値算定を依頼しました。

株式会社プルートス・コンサルティングによる本新株予約権付社債の価値算定においては、一定の前提、すなわち、株価（発行決議日の前取引日の終値）、配当利回り（0%）、権利行使期間（約3年間）、無リスク利子率（-0.262%）、株価変動性（90.32%）、当社及び割当予定先の行動として合理的に想定される仮定（当社は、発行後、基本的に割当予定先の転換を待つものとするが、2億9百万円分については買取請求に応じるものとする。なお、満期日において残存する本新株予約権付社債がある場合には、2億9百万円分（額面19百万円の本社債11口）のみ額面にて償還するものとする。割当予定先は、当社の株価が転換価額を上回っている場合、2億9百万円分（額面19百万円の本社債11口）のみ、普通株式への転換を行い、取得した株式を売却するものとする。ただし、1度の転換では1個ずつ転換するものとし、売却にあたっては、1日あたり平均売買出来高（約285,000株/日）の約10%（約28,500株/日）を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の転換を行うものとする。また、本新株予約権付社債の割当日から1年後以降、株価が1ヶ月連続で転換価額の50%を下回った場合、当社に対して買取請求をするものとする。6億46百万円分（額面19百万円の本社債34口）については、本新株予約権に係る行使期間の末日において全て転換するものとする。）、その他発行条件及び本資本業務提携契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定がなされております。当社は、本新株予約権付社債の払込金額（額面100円当たり金100円）と株式会社プルートス・コンサルティングの算定した公正価値（本新株予約権付社債：額面100円当たり94円32銭）を比較した上で、払込金額が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

以上のことから、当社は、本新株予約権付社債の発行条件は適正かつ妥当であり、本新株予約権の有利発行には該当しないものと判断しました。

また、当社監査役三名全員（全員が会社法上の社外監査役）から、本新株予約権付社債の発行要項の内容及び上記の株式会社プルートス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権付社債の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・ 本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社プルートス・コンサルティングによる本新株予約権付社債の公正価値の算定結果を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。
- ・ 株式会社プルートス・コンサルティングは当社及び割当予定先と人的及び資本上の関係はなく、当社の経営陣からも独立していると認められること。
- ・ 株式会社プルートス・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する財務問題に関する知識・経験を有していると認められること。
- ・ 株式会社プルートス・コンサルティングは、一定の条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しており、株式会社プルートス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に発行される予定の株式数は最大で2,238,219株であります。これにより平成28年3月31日現在の発行済株式総数8,989,400株(総議決権数89,864個)に対して、最大で24.90%(議決権比率24.90%)の割合で希薄化が生じます。しかしながら、当社としては、このような潜在的な希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資本業務提携を通じて、当社とXPEC社との間におけるより強固なパートナーシップを構築するとともに当社の財務基盤の強化を図り、またこれを基盤として、当社グループ及びXPEC社グループが有するリソースを最適化して相互利用するとともに、他社タイトルの運営移管受託事業の拡大及び海外展開を図ることによって、当社の企業価値を向上させることが可能であると判断しており、これにより既存株主の利益の向上も見込まれます。また、XPEC社は、同社が取得する本新株予約権付社債(8億55百万円)のうち、6億46百万円分(額面19百万円の本社債34口)を転換して取得する当社株式(当初転換価額に基づき算出した場合、1,691,099株)につき、中長期的に保有する意向を表明しておりますが、本新株予約権の目的である株式の総数2,238,219株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たりの平均出来高は96,879株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は118,452株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は25,391株となっていることに鑑みれば、上記新株予約権の目的である株式の総数2,238,219株が本新株予約権の行使期間中(245日/年営業日で計算)に売却されると仮定しても、1日当たりの売却株式数は約3,045株となり、上記の過去1か月間における1日当たりの平均出来高25,391株に対しても11.99%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権付社債の転換により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。以上の点を勘案し、本新株予約権付社債の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)
XPEC Entertainment Inc.	2F, No.16, Sec.1, Beiyi Rd, Xindian Dist., New Taipei City	-	-	2,238,219	19.94
石井 武	神奈川県川崎市高津区	1,824,000	20.30	1,824,000	16.25
株式会社エーシーエヌ	大阪府大阪市中央区城見2-1-61	439,100	4.89	439,100	3.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	385,500	4.29	385,500	3.43
鶴川 太郎	東京都世田谷区	180,000	2.00	180,000	1.60
グリーン株式会社	東京都港区六本木6-10-1	166,600	1.85	166,600	1.48
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	126,400	1.41	126,400	1.13
小徳 宏之	兵庫県宝塚市	84,000	0.94	84,000	0.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	79,400	0.88	79,400	0.71
田中 正幸	大阪府堺市堺区	68,400	0.76	68,400	0.61
三原 徹之	大分県大分市	45,800	0.51	45,800	0.41
計		3,399,200	37.83	5,637,419	50.22

- (注) 1. 平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 割当予定先であるXPEC Entertainment Inc.の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権付社債の全てを転換し、取得した株式を継続して保有した場合の数であります。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に割当予定先の「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年4月25日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成28年4月25日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成28年4月25日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(平成27年12月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年12月18日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年12月18日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

石井武、鶴川太郎、竜石堂潤一、本田浩之、石井洋児を、取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
					可決	
議案				(注)	可決	
石井 武	37,129	2,503	0		可決	92.93
鶴川 太郎	37,168	2,464	0		可決	93.03
竜石堂 潤一	37,266	2,366	0		可決	93.28
本田 浩之	38,327	1,305	0		可決	95.93
石井 洋児	38,387	1,245	0		可決	96.08

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算してありません。

3．最近の業績の概要について

当社の第7期第2四半期連結累計期間（自平成27年10月1日至平成28年3月31日）における売上高の概算見込は約1,330百万円であります。なお、この見込数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておらず、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

売上高以外の指標につきましては、本有価証券届出書提出日（平成28年4月25日）現在において精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第6期)	自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日	平成27年12月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第7期 第1四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月18日

株式会社 オルトプラス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 開 彦

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オルトプラスの平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社オルトプラスが平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月18日

株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 開 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラスの平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 2月12日

株式会社オルトプラス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 井 雄 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 開 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。